

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

特集Ⅰ

転び事例を動画で再現

「クレ玉作業」のリスク抽出も

コニカミノルタ

特集Ⅱ

侮るなかれ！ 台車作業 11 のリスク

その③ —解決編—

日本自動車工業会 林 泰博

ニュース

外国人の労災実態把握へ

国交省 建設就労者受入事業で

WEB版はカラーでご覧になれます!!

WEB登録(無料)のお問い合わせは

 0120-972-825

メルマガも配信中です!

No.2253

2016

3 / 1



社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRアップ21 東京会
社会保険労務士 永井事務所

所長 永井 康幸

第 213 回

業務指示を無視して職場を離脱した際に負傷

■ 災害のあらまし ■

Xは、鉄道関連の業務を行う株式会社Aの従業員として働いていたが、上司の業務指示を拒否したことからいざこざが生じ、事務所を出て行こうと3階から2階へつながる踊り場に飛び降りたことによって負傷した。Xは、これは業務に関連したトラブルから上司に暴行、追跡された結果であるとして、労働者災害補償保険法に基づく休業補償給付の請求をした。

■ 判断 ■

Xが職場を離脱する過程で、階段を飛び降りて負傷したとしても、客観的に見て、それが原告の業務に内在ないし随伴する危険が現実化したものと評価できないとされた。本件負傷は、会社の建物内で所定労働時間内に生じたものだったが、Xの業務と相当因果関係があるということはできず、業務起因性は認められないとされた。

■ 解説 ■

Xの業務は、社内の事故データの一部集計、会社の路線図作成などの業務であった。Xは、上司から、工事用品費などの入力されたエクセルファイルの表を受領し、支店別などに分ける振分作業を指示された。そのエクセルファイルは、「外注費」、「幹旋手数料」、「工事原価」、「仕入原価」など、本件会社において一定の地位にある従業員しか見ることの許されないデータが含まれていた。一見すると、工事用品費などのみのエクセル表に見えるが、エクセルのフィルタ機能を解除するとそれらが表示される状態にあった。

Xは指示された振分作業を終え、当該エクセルファイルにまとめ、上司であるBに

メール送信した。Bは、前記メール送信を受け、中身を確認したところ、一般の従業員が見ることの許されないデータが含まれていたことに気づき、翌日にXを自分の席に呼んだ。そして、X使用のパソコンに保存されているファイルにつき、「一般社員が見ていいデータではないので消して下さい」という指示をしたが、Xはこれを拒否。そのため、Bは「上司の私が消します」と述べて、Xの机に向かい、パソコンを自ら操作し、エクセルのプログラムを開いて上記データを消去しようとした。その際、Xは私物の携帯電話のカメラ機能で、Bの背後からその姿を撮影。Bは、X使用のパソコンの画面も撮影されたと考え、Xに対し、「カメラの写真データを消しなさい」と命じたが、Xはそれにも応じようとせず、むしろBとの間で言い争いになり、事務所内にいた他の社員が状況確認のため近づいてきた。当時、事務所内には他の従業員も多数いた。Xは「こんな状況では仕事はできない」と言い、自分の机の下に置いてあった自分のカバンを持ち、事務所を出て行こうとした。Bは、Xの体に両腕を回して抱きとめながら、Xの両腕をつかんで、Xから携帯電話を取り上げようとした。XはBの手を振りほどき、「どこかの組のやくざみたいだな」ということを言い、事務所を出て階段に向かって早足で歩いていった。

Bと他の社員は「ちょっと待ちなさい」といいながら追いかけた。Xは制止を聞かずそのまま進み、階段から3階と2階の間の踊り場に飛び降りて足から着地したが、その後、腹ばいになり、寝転がって体を横向きに回転させて、1階まで叫びながら階段を降りた。その間、Xはカバンを抱えていた。Xは、救急車で病院に搬送され、左足かかと骨骨折との診断を受けた。これが



休業補償給付の請求に至った経緯である。

確かに、Bが、携帯電話を取り上げようとXの体に手をかけたことは事実である。しかし、XがBの行為やパソコン画面を、携帯電話のカメラ機能を使って撮影行為をする業務上の必要性は見当たらないのであって、むしろ、Bが業務に関連するデータ消去を指示しても正当な理由なく拒否し、腕を振り払って事務所を出て、他の社員も含めて上司らが「ちょっと待て」ということを言っても、それを無視して階段を降りた行為は、本件会社の指揮命令に従わずに職場を離脱する行為と評価される。

以上のことからXが階段を飛び降りなければならぬ必要性も見当たらず、そもそもBの行為との間に相当因果関係を認めたい。Xが職務上の指示を無視し、職場を離脱する過程で階段を飛び降りて負傷したとしても、客観的に見て、それがXの業務に内在ないし随伴する危険が現実化したものであると評価することは相当でない。

したがって、負傷が、会社の建物内で、所定労働時間内に生じたものであるにも関わらず、Xの業務と相当因果関係があるということはできず、業務起因性が認められないとされた。